

平成28年11月24日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 河田 英 正

1, 憲法が施行されてから70年となりました。この憲法は、多くの人命を失い、悲惨な戦禍を経験し、その深い反省のなかから生まれたものです。私は、この憲法の施行された1947年5月に生まれました。私の人生そのものが、まるっきり今の憲法の歩んだ道のりであると言えます。憲法はその前文において平和を守ることの大切さを宣言し、「平和のうちに生存する権利」を認め、9条で戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認を宣言し、13条によって幸福を追求する権利の最大の尊重を求め、3章以下で基本的人権の保障を宣言しています。平和的生存権は法的権利であり、具体的権利です。日本は、国際紛争解決のために武力を行使したことは一度もありません。戦争で一人も殺さなかったし、一人も殺されていません。これは私たちが世界に誇ることであり、世界に向けて戦争のない国際社会をつくるリーダーとしての役割を果たしてきました。しかし、今回の集団的自衛権の行使を可能とした安保法制は、「平和のうちに生存する権利」、すなわち、わたしたち主権者の法的権利である平和的生存権を侵害し、人格権を侵害するものです。

2, 憲法9条は、今までも何度もその解釈を巡って危機にたたされてきた歴史があります。しかし、集団的自衛権の行使は憲法9条に反しているという解釈は、歴代の内閣法制局をはじめ、政府、国会の一貫した立場であり、国民の一致した見解となっていました。しかし、内閣は平成26年7月1日 閣議決定により集団的自衛権の行使を可能とし、国会では、平成27年9月17

日、審理と決議の実態がなく、議事録によってさえも採決の事実が確認できないような状況のなかで参議院を通過させて安保法制を成立させたのです。このような政府、安保法制を成立させた国会の行為は、戦力を放棄した憲法9条に違反するものであり、恒久平和主義の基本理念を超えるクーデターとも評価せざるを得ません。憲法の制定権限は主権者たる国民であり、その改正権も主権者たる国民にあります。集団的自衛権の行使を可能とする法案は憲法を改正しなければ制定しえないものです。今回の安保法制は、憲法の改正規定に沿って9条を明文で改正しなかったばかりでなく、憲法改正の限界さえもこえてしまっ成立させたものです。私たちの憲法上の権利である憲法改正・決定権を侵害しているのです。

3, 既に原告らの方々から、権利侵害の具体的な状況について意見陳述がありました。人生が一人一人違うように被害の態様も一人一人異なります。どうぞ、その一人一人の方々のこの被害に裁判所はしっかりと耳を傾けていただきたい。